

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区連合の役員の就任の届出.....	(農業施設管理課)	36
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	36
○津波災害警戒区域の指定.....	(維持管理防災課)	36

告 示

北海道告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

令和5年11月28日

北海道知事 鈴木直道

就 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
令和 5.10. 6	理 事	中 川 明 雄	旭川市神居町雨紛284番地の18
同	同	山 本 裕 吉	同 市西神楽2線10号111番地の1
同	同	山 田 孝	同 市西神楽1線30号114番地

北海道告示第549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（朱文別地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、令和5年11月29日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年11月28日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第550号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和5年11月28日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 津波災害警戒区域の表示

- ア 市町村 斜里郡斜里町
イ 大字等 字大栄、字美咲、港西町、西町、前浜町、港町、文光町、新光町、本町、朝日町、字以久科北、字朱円西、字朱円、字朱円東、字峰浜、字日の出、字真鯉、ウトロ西、ウトロ東、大字遠音別村（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

2(1) 津波災害警戒区域の表示

- ア 市町村 紋別郡湧別町
イ 大字等 川西、港町、曙町、東、登栄床、芭露、志撫子、計呂地（次の図のとおり）

(2) 基準水位 次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）